

- (2) 高額医療費共同事業事務費拠出金の算出に当たっては、国が交付する補助金を勘案するものとする。
- (3) 平成十八年度における高額医療費共同事業交付金の交付時期については、4(3)イ中「五月」とあるのは「十月」と、「毎月」とあるのは「毎月(第一期から第六期までの交付金については十月に交付すること)」とすること。
- (4) 平成十八年度における高額医療費共同事業拠出金の納付時期については、5(5)ア中「五月」とあるのは「十月」と、「毎月」とあるのは「毎月(第一期から第六期までの拠出金については十月に納付すること)」とすること。
- (5) 平成十八年度における保険財政共同安定化事業交付金については、4(1)ア中「前年度の一月一日から当該年度の」とあるのは「当該年度の七月一日から」と、同(3)イ中「十二期」とあるのは「六期」と、「五月」とあるのは「十一月」とすること。
- (6) 平成十八年度における保険財政共同安定化事業拠出金については、5(5)ア中「十二期」とあるのは「六期」と、「五月」とあるのは「十一月」と、同イ中「第九期」とあるのは「第三期」と、「第十期から第十二期」とあるのは「第四期から第六期」とすること。
- (7) 保険財政共同安定化事業等に係る交付金の対象となる費用については、4(1)ア中「入院時生活療養費、保険外併用療養費」とあるのは、平成十八年九月三十日までにおいて支出負担行為をしたものについては、なお従前の例によること。

別添1

国民健康保険団体連合会保険財政共同安定化事業・高額医療費共同事業規則例 〇〇県国民健康保険団体連合会保険財政共同安定化事業・高額医療費共同事業規則

第一章 総則

(目的)

第一条 この規則は、〇〇県国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）が行う保険財政共同安定化事業及び高額医療費共同事業（以下「保険財政共同安定化事業等」という。）の実施について規定することを目的とする。

(保険財政共同安定化事業等)

第二条 連合会は、国民健康保険における財政の安定化を図るため、保険財政共同安定化事業等を行うものとする。

(対象保険者)

第三条 保険財政共同安定化事業等の対象となる保険者は、連合会の会員である市町村（以下「会員市町村」という。）とする。

第二章 保険財政共同安定化事業等に係る交付金

(交付金の対象)

第四条 保険財政共同安定化事業等に係る交付金の交付は、毎年度、前年度の一月一日から当該年度十二月三十一日までの間において支出負担行為をした一般被保険者（退職被保険者又は退職被保険者の被扶養者以外の被保険者をいい、老人保健法の規定による医療を受けることができる者を除く。以下同じ。）に係る高額医療費を対象とする。

(交付金の交付基準)

第五条 連合会は、次の各号により算定した額を会員市町村に対して交付する。

一 保険財政共同安定化事業交付金

一般被保険者に係る療養の給付に要した費用の額、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費若しくは特別療養費の支給についての療養につき算定した費用の額又は移送費の支給に要した費用の額（当該療養につき他の法令の規定により国又は地方公共団体において医療に関する給付が行われたときは、その給付額を控除した額。以下「療養の給付に要した費用の額等」という。）のうち、当該一般被保険者が同一の月にそれぞれ一の病院等について受けた療養に係るものが三十万円を超えるものの、八万円を超え八十万円までの部分の額の合算額の百分の五十九に相当する額（以下「保険財政共同安定化事業基準抛対象額」という。）

二 高額医療費共同事業交付金

療養の給付に要した費用の額等のうち当該一般被保険者が同一の月にそれぞれ一の病院等について受けた療養に係るものが八十万円を超えるものの当該超える部分の額の合算額の百分の五十九に相当する額として算定した額（以下「高額医療費共同事業基準抛対象額」という。）

2 交付金は、毎年度、十二期に分けて交付するものとする。

3 第一項の療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費又は移送費の支給が第三者の行為により生じた事故に係る場合にあっては、当該第三者に対する求償権の行使により取得した額を控除した額とし、損害賠償を受けた後に、過誤調整として処理するものとする。

(交付金の決定及び通知)

第六条 連合会は、会員市町村からの申請に基づき、各年度につき、交付金の決定を行い、その結果を保険者に通知するものとする。

(交付金の交付方法等)

第七条 交付金の交付方法その他交付金に関して必要な事項は、細則で定める。

第三章 保険財政共同安定化事業等に係る拠出金

(拠出金の徴収及び納付)

第八条 連合会は、保険財政共同安定化事業等及び当該事業に関する事務の処理に要する費用に充てるため、会員市町村から、保険財政共同安定化事業拠出金、高額医療費共同事業拠出金、保険財政共同安定化事業事務費拠出金及び高額医療費共同事業事務費拠出金を徴収するものとする。

2 会員市町村は、連合会に拠出金を納付しなければならない。

(保険財政共同安定化事業拠出金及び高額医療費共同事業拠出金)

第九条 各会員市町村が毎年度納付する保険財政共同安定化事業拠出金は、次に掲げる式により算定した額（以下「標準保険財政共同安定化事業拠出金」という。）を基準として、当該事業の実施に係る資金の借入に要した費用及びその他の事項を勘案して連合会が定める額とする。

保険財政 共同安定 化事業 基準拠出 対象額の 合計額	× — ×	1	×	当該会員市町村の前々年度及びその直前の二箇 年度の一般被保険者の保険財政共同安定化事業 基準拠出対象額を合算した額
				—————
				〇〇県内すべての会員市町村の前々年度及びそ の直前の二箇年度の一般被保険者の保険財政共 同安定化事業基準拠出対象額を合算した額

保険財政 共同安定 + 化事業 基準拠出 対象額の 合計額	× — ×	1	×	当該会員市町村の前々年度の各月末における 一般被保険者の数の合計
				—————
				〇〇県内のすべての会員市町村の前々年度の 各月末における一般被保険者の数の合計数の 合計

2 各会員市町村が毎年度納付する高額医療費共同事業拠出金は、次に掲げる式により算定した額（以下「標準高額医療費共同事業拠出金」という。）を基準として、当該事業の実施に係る資金の借入に要した費用、国民健康保険中央会が実施する超高額医療費共同事業に係る拠出金及び交付金並びにその他の事項を勘案して連合会が定めること。

高額医療 費共同事 業基準拠 出対象額 の合計額	×	当該会員市町村の前々年度及びその直前の二箇年 度の一般被保険者の高額医療費共同事業基準拠出 対象額を合算した額
		—————
		〇〇県内のすべての会員市町村の前々年度及びそ の直前の二箇年度の一般被保険者の高額医療費共 同事業基準拠出対象額を合算した額

3 保険財政共同安定化事業拠出金及び高額医療費共同事業拠出金は、毎年度、十二期に分けて拠出するものとし、第一期から第九期までは連合会が行う当該年度の保険財政共同安定化事業基準拠出対象額及び高額医療費共同事業基準拠出対象額の合計額の見込額に基づき概算拠出を行い、第十期から第十二期において当該年度の保険財政共同安定化事業基準拠出対象額及び高額医療費共同事業基準拠出対象額の合計額に基づき確定拠出を行うものとする。

(保険財政共同安定化事業事務費拠出金及び高額医療費共同事業事務費拠出金)

第十条 各会員市町村が毎年度納付する保険財政共同安定化事業事務費拠出金及び高額医療費共同事業事務費拠出金の額は、次の各号の式により算定した額とする。

一 保険財政共同安定化事業事務費拠出金

当該年度における連 合会の保険財政共同 安定化事業に関する 事務の処理に要する 費用の見込額	×	当該会員市町村の前々年度の各月末における 一般被保険者の数の合計数
<hr/>		
		〇〇県内のすべての会員市町村の前々年度の 各月末における一般被保険者の数の合計数の 合計

二 高額医療費共同事業事務費拠出金

当該年度における連 合会の高額医療費共 同事業に関する事務 の処理に要する費用 の見込額	×	当該会員市町村の前々年度の各月末における 一般被保険者の数の合計数
<hr/>		
		〇〇県内のすべての会員市町村の前々年度の 各月末における一般被保険者の数の合計数の 合計

(拠出金の額の決定及び通知)

第十一条 連合会は、各年度につき、当該年度の保険財政共同安定化事業基準拠出対象額及び高額医療費共同事業基準拠出対象額の合計額の見込額に基づき、第一期から第九期までの納期において各会員市町村が納付すべき保険財政共同安定化事業拠出金及び高額医療費共同事業拠出金の額を決定し、当該拠出金の基準となる当該会員市町村の標準保険財政共同安定化事業拠出金及び標準高額医療費共同事業拠出金の額と併せて、当該会員市町村に通知しなければならない。

2 連合会は、各年度につき、当該年度の保険財政共同安定化事業基準拠出対象額及び高額医療費共同事業基準拠出対象額の合計額に基づき、第十期から第十二期までにおいて各会員市町村が納付すべき保険財政共同安定化事業拠出金及び高額医療費共同事業拠出金の額を決定し、当該拠出金の基準となる当該会員市町村の標準保険財政共同安定化事業拠出金及び標準高額医療費共同事業拠出金の額と併せて、当該会員市町村に通知しなければならない。

3 連合会は、各年度につき、各会員市町村が納付すべき保険財政共同安定化事業事務費拠出金及び高額医療費共同事業事務費拠出金の額を決定し、当該会員市町村に通知しなければならない。

(拠出金の納付方法等)

第十二条 拠出金の納付方法及びその他拠出金に関して必要な事項は、細則で定める。

(延滞金)

第十三条 連合会は、会員市町村が、納付すべき期限までに拠出金を納付しないときは、その拠出金の額につき年一四・五パーセントの割合で、納付期日の翌日からその完納の日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収する。

第四章 その他

(特別会計)

第十四条 連合会は、保険財政共同安定化事業等の経理を行うため、別に定めるところにより特別会計を設ける。

2 前項の特別会計には、保険財政共同安定化事業等の財政を健全に維持するため基金を設けるこ

とができる。

(端数整理)

第十五条 拠出金の額を算定するに当たり、一円未満の端数を生じたときは、これを四捨五入するものとする。

2 交付金の額を算定するに当たり、一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(資料の請求)

第十六条 連合会は、拠出金及び交付金を算定するため必要な資料の提出を会員市町村に求めることができる。

(理事会の承認)

第十七条 第九条第一項に規定する当該年度の保険財政共同安定化事業基準拠出対象額並びに同条第二項に規定する当該年度の高額医療費共同事業基準拠出対象額の合計額の見込額及び第十条に規定する当該年度における保険財政共同安定化事業等に関する連合会の事務の処理に要する費用の見込額は、理事会の承認を得て理事長が定めるものとする。

(細則)

第十八条 この規定に定めるもののほか保険財政共同安定化事業等の実施、運営に関する事項は、細則で定める。

2 細則は、理事会の承認を得て理事長が定めるものとする。

附 則

1 この規則は、平成十八年十月一日から施行する。

2 第八条及び第十条の規定にかかわらず、高額医療費共同事業事務費拠出金の算出に当たっては、国が交付する補助金を勘案するものとする。

3 保険財政共同安定化事業等に係る交付金の交付基準における療養の給付に要した費用の額等については、第五条第一項第一号中及び同条第三項中「入院時生活療養費、保険外併用療養費」とあるのは、平成十八年九月三十日までに於いて支出負担行為をしたものについては、なお、従前の例によること。

4 平成十八年度における保険財政共同安定化事業交付金の対象となる医療費については、第四条中「前年度の一月一日から当該年度の」とあるのは「当該年度の七月一日から」とすること。

5 平成十八年度における保険財政共同安定化事業交付金については、第五条第二項中「十二期」とあるのは「六期」とすること。

6 平成十八年度における保険財政共同安定化事業拠出金については、第九条第三項中「、十二期」とあるのは「、六期」と、「第九期」とあるのは、「第三期」と、「第十期から第十二期」とあるのは「第四期から第六期」とすること。

別添2

国民健康保険団体連合会保険財政共同安定化事業・高額医療費共同事業細則例

〇〇県国民健康保険団体連合会保険財政共同安定化事業・高額医療費共同事業細則

第一章 総則

(目的)

第一条 この細則は、〇〇県国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）が行う保険財政共同安定化事業及び高額医療費共同事業の実施運営に関する細目を定めることを目的とする。

第二章 交付金

(交付の申請)

第二条 連合会の会員である市町村（以下「会員市町村」という。）は、各年度につき、次の表に掲げるところにより連合会に交付金の申請を行うものとする。

期	締切り日	対象
第一期	四月 日	一月支出負担行為分
第二期	五月 日	二月支出負担行為分
第三期	六月 日	三月支出負担行為分
第四期	七月 日	四月支出負担行為分
第五期	八月 日	五月支出負担行為分
第六期	九月 日	六月支出負担行為分
第七期	十月 日	七月支出負担行為分
第八期	十一月 日	八月支出負担行為分
第九期	十二月 日	九月支出負担行為分
第十期	一月 日	十月支出負担行為分
第十一期	二月 日	十一月支出負担行為分
第十二期	三月 日	十二月支出負担行為分

2 前項の申請は、様式第一号の一及び第一号の二による申請書に、個々の診療報酬明細書、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費又は移送費の支給決定に関する書類の写しそれぞれを添付して行うものとする。ただし、連合会において個々の支払の事実を確認できるときは、当該写しを省略させることができる。

(第三者行為に係るものの報告)

第三条 会員市町村は、第三者の行為により生じた事故については、損害賠償を受けた後、第三者行為届（事故証明書、事故発生状況報告書、その他の添付書類を含む。）の写し、様式第二号による「求償権行使に関する顛末書」及び求償権行使状況を立証する資料の写しをもって連合会に報告するものとする。

(交付金の決定通知)

第四条 規則第六条に規定する会員市町村への交付金の決定通知は、様式第三号の一及び第三号の二により行うものとする。

(交付の方法)

第五条 交付金の交付は、各年度につき、次の表に掲げるところにより行うものとする。

期	交付期限	対象
---	------	----

第一期	五月 日	一月支出負担行為分
第二期	六月 日	二月支出負担行為分
第三期	七月 日	三月支出負担行為分
第四期	八月 日	四月支出負担行為分
第五期	九月 日	五月支出負担行為分
第六期	十月 日	六月支出負担行為分
第七期	十一月 日	七月支出負担行為分
第八期	十二月 日	八月支出負担行為分
第九期	一月 日	九月支出負担行為分
第十期	二月 日	十月支出負担行為分
第十一期	三月 日	十一月支出負担行為分
第十二期	四月 日	十二月支出負担行為分

2 交付金の交付は、会員市町村が連合会に登録した金融機関に対し口座振込により行うものとする。

第三章 拠出金

(拠出金の納期)

第六条 会員市町村は、各年度につき、十二期に分けて保険財政共同安定化事業拠出金及び高額医療費共同事業拠出金を連合会に納付するものとし、納期は各月 日とする。

2 会員市町村は、各年度につき、月 日までに保険財政共同安定化事業事務費拠出金及び高額医療費共同事業事務費拠出金を連合会に納付するものとする。

(拠出金の決定通知)

第七条 規則第十一条に規定する会員市町村への拠出金の決定通知は、様式第四号の一の一から第四号の二の二までにより行うものとする。

(納付の方法)

第八条 会員市町村は、拠出金の納付を行うに当たっては、連合会の作成する様式第五号の一の一から第五号の二の三までにより納期限内に別に定める連合会の指定した金融機関に対し口座振込により行うものとする。

第四章 その他

(過誤調整)

第九条 会員市町村に対する交付金の支払額を確定した後に計数に異動が生じたときは、翌年度において過誤として処理する。

附 則

- 1 この細則は、平成十八年十月一日から施行する。
- 2 平成十八年度における保険財政共同安定化事業交付金の交付申請については、第二条第一項の表は次表とすること。

期	締切り日	対象
第一期	十月 日	七月支出負担行為分
第二期	十一月 日	八月支出負担行為分
第三期	十二月 日	九月支出負担行為分
第四期	一月 日	十月支出負担行為分
第五期	二月 日	十一月支出負担行為分
第六期	三月 日	十二月支出負担行為分

- 3 平成十八年度における高額医療費共同事業交付金の交付申請については、第二条第一項の表は次表とし、同条第二項中「入院時生活療養費、保険外併用療養費」とあるのは、平成十八年九月三十日までにおいて支出負担行為をしたものについては、なお従前の例によること。

期	締切り日	対象
第一期	九月 日	一月支出負担行為分
第二期		二月支出負担行為分
第三期		三月支出負担行為分
第四期		四月支出負担行為分
第五期		五月支出負担行為分
第六期		六月支出負担行為分
第七期	十月 日	七月支出負担行為分
第八期	十一月 日	八月支出負担行為分
第九期	十二月 日	九月支出負担行為分
第十期	一月 日	十月支出負担行為分

第十一期	二月 日	十一月支出負担行為分
第十二期	三月 日	十二月支出負担行為分

- 4 平成十八年度における保険財政共同安定化事業交付金の交付については、第五条第一項の表は次表とすること。

期	交付期限	対象
第一期	十一月 日	七月支出負担行為分
第二期	十二月 日	八月支出負担行為分
第三期	一月 日	九月支出負担行為分
第四期	二月 日	十月支出負担行為分
第五期	三月 日	十一月支出負担行為分
第六期	四月 日	十二月支出負担行為分

- 5 平成十八年度における高額医療費共同事業交付金の交付については、第五条第一項の表は次表とすること。

期	交付期限	対象
第一期	十月 日	一月支出負担行為分
第二期		二月支出負担行為分
第三期		三月支出負担行為分
第四期		四月支出負担行為分
第五期		五月支出負担行為分
第六期		六月支出負担行為分
第七期	十一月 日	七月支出負担行為分
第八期	十二月 日	八月支出負担行為分
第九期	一月 日	九月支出負担行為分
第十期	二月 日	十月支出負担行為分

第十一期	三月	日	十一月支出負担行為分
第十二期	四月	日	十二月支出負担行為分

- 6 平成十八年度における保険財政共同安定化事業拠出金については、第六条中「十二期」とあるのは「六期」とし、「各月」とあるのは「十一月から翌年四月までの各月」と、様式第四号の一の中「第九期分」とあるのは「第三期」と、様式第四号の一の二中「第10期～第12期」とあるのは「第4期～第6期」とすること。
- 7 平成十八年度における高額医療費共同事業拠出金については、第六条中「各月」とあるのは「第一期から第六期については十月 日まで、第七期から第十二期までは十一月から翌年四月までの各月 日」とすること。

別添 3

国民健康保険団体連合会保険財政共同安定化事業・高額医療費共同事業特別会計経理規則例 〇〇県国民健康保険団体連合会保険財政共同安定化事業・高額医療費共同事業特別会計経理規則

(目的)

第一条 この規則は、〇〇県国民健康保険団体連合会保険財政共同安定化事業・高額医療費共同事業規則（以下「共同事業規則」という。）第十四条第一項の規定に基づき、保険財政共同安定化事業・高額医療費共同事業特別会計（以下「特別会計」という。）について規定することを目的とする。

(原則)

第二条 特別会計は、法令、規約、共同事業規則、〇〇県国民健康保険団体連合会保険財政共同安定化事業・高額医療費共同事業細則及び本規則の定めるところにより処理するものとする。

(歳入及び歳出)

第三条 特別会計においては、保険財政共同安定化事業拠出金、高額医療費共同事業拠出金、保険財政共同安定化事業事務費拠出金、高額医療費共同事業事務費拠出金、一般会計からの繰入金、超高額医療費共同事業交付金、借入金及び附属雑収入をもってその歳入とし、保険財政共同安定化事業等の業務の諸費、交付金の支払のための支出金、超高額医療費拠出金、超高額医療費共同事業事務費拠出金、借入金の償還金及び利子並びに附属諸費をもってその歳出とする。

(借入金)

第四条 連合会は、支払上現金に不足を生じた場合には、特別会計の負担において借入金を行うことができる。

(余裕金の運用)

第五条 連合会は、理事会の定めるところにより、業務上の余裕金を運用する。

(剰余金)

第六条 特別会計において、決算上剰余を生じた場合には、これを翌年度の事業費に充てるため、収入として繰越すか、又は基金に積み立てるものとする。

(帳簿)

第七条 連合会に、歳入簿及び歳出簿その他必要な帳簿を備え、収入支出に関する事項を登記する。

(細目)

第八条 この規則に定めるもののほか、特別会計の経理事務に関して必要な細目は、理事長が定める。

附 則

この規則は、平成十八年十月一日から施行する。

(別紙様式第1号の1)

年度 保険財政共同安定化事業実施状況報告書

国民健康保険団体連合会

区分	A 療養諸費 件数	B 療養諸費 費用額	保険財政共同安定化事業対象				③ 保険財政共同安定化事業 交付金	④ 保険財政共同安定化事業 拠出金	⑤ 標準保険 財政共同 安定化事業 拠出金	⑥ 保険財政 共同安定化 事業事務費 拠出金
			① 対象件数	占める割合 ①/A	② 対象費用額	占める割合 ②/B				
基準対象分	件	円	件	%	円	%	円	円	円	円
附加対象分									-	

- (注1) 「基準対象分」は保険財政共同安定化事業の基準拠出対象額に係る分を、「附加対象分」は各連合会において附加事業を実施している場合の当該附加対象に係る分を記載すること。
 (注2) A「療養諸費件数」、B「療養諸費費用額」は一般被保険者分(老人保健分を除く。)の総件数、総費用額である。
 (注3) 「保険財政共同安定化事業対象」欄の①「対象件数」、②「対象費用額」は保険財政共同安定化事業の対象となった件数、費用額である。

[参考] 都道府県国保連合会における附加事業の内容

[]

(別紙様式第1号の2)

年度 高額医療費共同事業実施状況報告書

国民健康保険団体連合会

区分	A 療養諸費 件数	B 療養諸費 費用額	高額医療費共同事業対象				③ 高額医療費 共同事業 交付金	④ 高額医療費 共同事業 拠出金	⑤ 標準高額医 療費共同事 業拠出金	⑥ 高額医療費 共同事業事 務費拠出金
			① 対象件数	占める割合 ①/A	② 対象費用額	占める割合 ②/B				
基準対象分	件	円	件	%	円	%	円	円	円	円
附加対象分									-	

- (注1) 「基準対象分」は高額医療費共同事業の基準拠出対象額に係る分を、「附加対象分」は各連合会において附加事業を実施している場合の当該附加対象に係る分を記載すること。
 (注2) A「療養諸費件数」、B「療養諸費費用額」は一般被保険者分(老人保健分を除く。)の総件数、総費用額である。
 (注3) 「高額医療費共同事業対象」欄の①「対象件数」、②「対象費用額」は高額医療費共同事業の対象となった件数、費用額である。

[参考] 都道府県国保連合会における附加事業の内容

[]

(様式第一号の一)

年度 第 期分保険財政共同安定化事業交付金交付申請書

年 月 日

〇〇県国民健康保険団体連合会
理事長 殿

保険者番号	
-------	--

市町村名

市町村長名

下記の通り交付金の交付を申請します。

交付申請件数

件

交付申請金額

円

(明細は別紙)

(印)

No. _____

保険財政共同安定化事業交付金交付申請総括明細書

申請年月日 年 月 日

保険者番号	市町村名	電話番号	
		記入者名	

※ 整理 番号	氏 名	性 別	入院		診療 年月	決定 点数	公費 負担額	交付 対象額	求 償額 (第三者行為)	交付 申請額	交付 対象額	※ 備 考
			1 外来	2 外来								
		1 男	1 入院									
		2 女	2 外来									
		1 男	1 入院									
		2 女	2 外来									
		1 男	1 入院									
		2 女	2 外来									
		1 男	1 入院									
		2 女	2 外来									
		1 男	1 入院									
		2 女	2 外来									
		1 男	1 入院									
		2 女	2 外来									
		1 男	1 入院									
		2 女	2 外来									
		1 男	1 入院									
		2 女	2 外来									
		1 男	1 入院									
		2 女	2 外来									
		1 男	1 入院									
		2 女	2 外来									

小計							
合計							

記入要領

- ※印の欄は、記入の必要はありません。申請年月日、保険者番号、市町村名、電話番号、記入者名は必ず記入して下さい。
- 性別、入院外来別欄は該当する番号に○印をつけて下さい。
- 公費負担額欄は、当該療養につき他の法令の規定により国又は地方公共団体の負担において医療に関する給付が行われた場合にその金額を記入して下さい。
- 求償額欄は、国民健康保険法第64条に基づく求償額のうち、収納済の額を記入して下さい。
- 交付申請額欄は、交付対象額を記入して下さい。
- 決定点数欄から交付申請額欄の各計は、小計及び合計の欄に記入して下さい。明細書の申請件数が多くて2枚以上にわたる場合は、小計のみに記入し、最後の明細書に小計及び合計を記入して下さい。なお、その場合右上の№_____欄も記入して下さい。

(様式第一号の二)

年度 第 期分高額医療費共同事業交付金交付申請書

年 月 日

〇〇県国民健康保険団体連合会
理事長 殿

保険者番号	
-------	--

市町村名
市町村長名

下記の通り交付金の交付を申請します。

交付申請件数 件

交付申請金額 円

(明細は別紙)

印

高額医療費共同事業交付金交付申請総括明細書

No. _____

申請年月日 年 月 日

保険者番号	市町村名	電話番号	
		記入者名	

※ 整理 番号	氏 名	性別	入院		診療 年月	決定点数	公費負担額	交付対象額	求 償 額 (第三者行為)	交付申請額	※	
			1 入院	2 外来							交付対象額	備 考
		1 男	1 入院									
		2 女	2 外来									
		1 男	1 入院									
		2 女	2 外来									
		1 男	1 入院									
		2 女	2 外来									
		1 男	1 入院									
		2 女	2 外来									
		1 男	1 入院									
		2 女	2 外来									
		1 男	1 入院									
		2 女	2 外来									
		1 男	1 入院									
		2 女	2 外来									
		1 男	1 入院									
		2 女	2 外来									
		1 男	1 入院									
		2 女	2 外来									
		1 男	1 入院									
		2 女	2 外来									

小 計											
合 計											

記入要領

- ※印の欄は、記入の必要はありません。申請年月日、保険者番号、市町村名、電話番号、記入者名は必ず記入して下さい。
- 性別、入院外来別欄は該当する番号に○印をつけて下さい。
- 公費負担額欄は、当該療養につき他の法令の規定により国又は地方公共団体の負担において医療に関する給付が行われた場合にその金額を記入して下さい。
- 求償額欄は、国民健康保険法第64条に基づく求償額のうち、収納済の額を記入して下さい。
- 交付申請額欄は、交付対象額を記入して下さい。
- 決定点数欄から交付申請額欄の各計は、小計及び合計の欄に記入して下さい。明細書の申請件数が多くて2枚以上にわたる場合は、小計のみに記入し、最後の明細書に小計及び合計を記入して下さい。なお、その場合右上のNo. _____ 欄も記入して下さい。

(様式第二号)

求償権行使に関する類末書

年 月 日

〇〇県国民健康保険団体連合会
理事長 殿

保険者番号	
-------	--

市町村名
市町村長名

印

年 月 日に被保険者 男 (歳) が第三者行為により受けた損害にかかる損害賠償の請求について、代位取得した同請求権に関し求償を行った類末を報告します。

1 国民健康保険法第64条に基づき損害賠償請求権に関する求償額 円 ①

2 損害賠償請求権に関する求償による取得額 円 ②

3 求償権行使経過

(注) ①と②に差がある場合には2つの理由を、また取得額が分割払いの場合は分割額と支払いの時期を必ず記入して下さい。

(様式第三号の一)

年度 第 期分保険財政共同安定化事業交付金支払通知書(正副)

年 月 日

標記について下記金額を貴市町村指定の金融機関の口座あてに 年 月 日までにお支払いいたします。

〒	
所在地	_____
市町村名	_____
市町村長名	_____

記

交付決定額 A	当年度分過誤調整額 B	過年度分過誤調整による支払額又は返納額 C	当期支払額 A + B + C

〇〇県国民健康保険団体連合会

理事長

印

- 注) 1 詳細は保険財政共同安定化事業交付金交付分決定通知書及び同過誤調整決定通知書を参照のこと。
2 A+B+Cが負の場合は国保連合会への返納金のある場合で当期支払額は0としてあります。